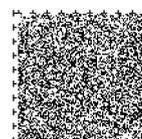


資料編

1. バリアフリー基本構想策定経過
2. 福島市地域公共交通活性化協議会
 - 2-1. 設置要綱
 - 2-2. 委員名簿
3. バリアフリー基本構想検討分科会
 - 3-1. 設置規定
 - 3-2. 委員名簿
4. バリアフリー基本構想庁内検討委員会
 - 4-1. 設置要綱
5. アンケート調査・ヒアリング
 - 5-1. アンケート調査
 - 5-2. ヒアリング
6. まち歩き点検
 - 6-1. 実施概要
 - 6-2. 意見交換会
7. おもてなし勉強会および意見交換会
8. 用語集



1. バリアフリー基本構想の策定経過

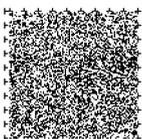
令和3年 福島市バリアフリーマスタープラン

令和4年7月21日	第1回 福島市バリアフリー基本構想庁内検討委員会
7月28日	第1回 福島市バリアフリー基本構想庁内検討委員会幹事会
7月29日	第1回 福島市地域公共交通活性化協議会 バリアフリー基本構想検討分科会 (策定の方向性(案)について)
8月5日~19日	関係団体アンケート調査・ヒアリング調査
8月26日	バリアフリー基本構想検討分科会 ワーキンググループ
9月9日~22日	飯坂温泉地区アンケート (宿泊施設対象)
	まち歩き点検・意見交換会
	・9月22日 中心市街地 (1日目) ・9月30日 中心市街地 (2日目) ・10月7日 飯坂温泉地区
10月25日	第2回 福島市バリアフリー基本構想庁内検討委員会幹事会
10月31日	第2回 福島市地域公共交通活性化協議会 バリアフリー基本構想検討分科会(まち歩き点検の結果について)
11月25日	飯坂温泉地区 勉強会及び意見交換会
11月29日	第3回 福島市バリアフリー基本構想庁内検討委員会幹事会(書面)
11月30日	第2回 福島市バリアフリー基本構想庁内検討委員会(書面)
11月30日	第3回 福島市地域公共交通活性化協議会 バリアフリー基本構想検討分科会(書面)(素案の(案)について)
12月14日	第4回 福島市地域公共交通活性化協議会 バリアフリー基本構想検討分科会 (素案について)
12月15日	第3回 福島市バリアフリー基本構想庁内検討委員会(書面)
12月16日	第4回 福島市バリアフリー基本構想庁内検討委員会幹事会(書面)

素案

令和5年1月5日 ~2月6日	パブリックコメント
1月18日	第5回 福島市地域公共交通活性化協議会 バリアフリー基本構想検討分科会(書面)(自己評価報告)
2月10日	第5回 福島市バリアフリー基本構想庁内検討委員会幹事会(書面)
2月14日	第6回 福島市地域公共交通活性化協議会 バリアフリー基本構想検討分科会 (原案承認について)
2月16日	第4回 福島市バリアフリー基本構想庁内検討委員会(書面)
3月15日	市議会建設水道常任委員協議会報告

策定 (令和5年3月)



2. 福島市地域公共交通活性化協議会

2-1. 設置要綱

(目的)

第1条 福島市地域公共交通活性化協議会（以下、「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた市民の生活に必要な公共交通等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項に関する協議を行うとともに、地域公共交通之活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化・再生法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域内における地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保並びに地域公共交通の活性化および再生の推進に資するため、活性化・再生法第5条第1項の規定に基づく地域公共交通計画の策定及び実施に関する協議を行い、あわせて、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）第24条の4第1項及び同法第26条第1項の規定に基づき、第24条の2第1項の規定に基づく移動等円滑化促進方針（以下「バリアフリーマスタープラン」という。）及び同法第25条第1項の規定に基づく移動等円滑化基本構想（以下「バリアフリー基本構想」という。）の策定及び実施に関する協議を行うため、設置する。

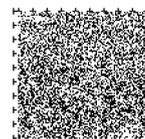
(事務所)

第2条 協議会の事務所は、福島市五老内町3番1号（福島市役所内）に置く。

(所掌事務)

第3条

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること
- (2) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること

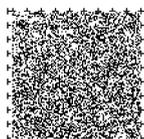


-
- (3) 地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関する事
 - (4) 地域公共交通計画の実施に係る協議及び連絡調整に関する事
 - (5) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事
 - (6) 総合的な交通政策の推進に必要と認められる事項に関する事
 - (7) バリアフリーマスタープラン及びバリアフリー基本構想の策定及び変更の協議に関する事
 - (8) バリアフリーマスタープラン及びバリアフリー基本構想の実施に係る協議及び連絡調整に関する事
 - (9) その他、協議会の目的を達成するために必要な事

(組 織)

第4条 協議会の委員は次の各号に定めるもので組織し、福島市長が委嘱する。

- (1) 福島市長又はその指名する者
- (2) 旅客の運送を行う鉄道事業者が指名する者
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者が指名する者
- (4) 一般乗用（貸切）旅客自動車運送事業者が指名する者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体が指名する者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体が指名する者
- (7) 市民又は利用者の代表
- (8) 障がい者団体等の代表又はその指名する者
- (9) 道路管理者又はその指名する者
- (10) 福島県福島警察署長又はその指名する者
- (11) 福島県福島北警察署長又はその指名する者
- (12) 国土交通省東北運輸局長が指名する者
- (13) 福島県の関係行政機関の職員
- (14) 学識経験者
- (15) 福島市長が必要と認める者



(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に、会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長は委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し協議会を代表する。
- 4 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

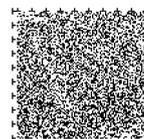
(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければこれを開くことができない
- 3 委員は、会議への出席および議決権の行使を、代理人に委任することができる。
- 4 会議の議決を要する事項については、出席委員（代理人を含む。以下同じ）の全会一致を原則とするが、これが困難な場合は、出席委員の3分の2以上の同意で決する。
- 5 会長は、必要と認める時は委員以外の者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を求め、意見等を聴くことができる。
- 6 会議は書面にて協議することができる。
- 7 会議は、原則として公開とする。ただし、公正かつ円滑な議事運営及び、個人情報等の取り扱い等については十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講じなければならない。
- 8 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。



(分科会)

第 9 条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に分科会を設置することができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(地域分会)

第 10 条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じて、地域ごとに地域分会を設置することができる。

2 地域分会は関係する一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般乗用（貸切）旅客自動車運送事業者、その他必要と認められる者をもって構成する。

3 地域分会において協議が調い、原則として地域の関係者間の同意が得られた事項について協議会に提案することができる。

(事務局)

第 11 条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は福島市都市政策部交通政策課に置く。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第 12 条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

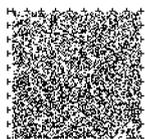
第 13 条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監事及び監査)

第 14 条 協議会に監事を 2 名置き、協議会の会計監査を行う。

2 監事は委員の中から会長が指名する。

3 監事は監査の結果を会長に報告しなければならない。



(協議会が解散した場合の措置)

第 15 条 協議会が解散したときは、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委 任)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の事務の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

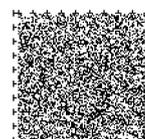
- 1 この要綱は、平成 28 年 6 月 14 日から施行する。
- 2 福島市地域公共交通会議設置要綱は廃止する。
- 3 福島市地域公共交通網形成計画策定協議会設置要綱は廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年 12 月 27 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 3 月 29 日から施行する。

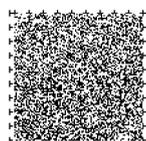


2-2. 委員名簿

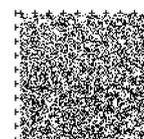
(令和4年7月29日現在)

◎：協議会長 ○：協議会副会長

	団体・機関名	役職	氏名	選出区分	備考
1	国立大学法人 福島大学 経済経営学類	准教授	よしだ いつき 吉田 樹	学識経験者	◎
2	福島学院大学 福祉学部 福祉心理学科 (福島市いきいき共生推進委員会)	教授 (会長)	えんどう としみ 遠藤 寿海	学識経験者	
3	公立大学法人 高崎経済大学 地域政策学部	准教授	ながの ひろかず 長野 博一	学識経験者	
4	東日本旅客鉄道株式会社 仙台支社 福島支店	副課長	すずき まこと 鈴木 真	公共交通 事業者	
5	阿武隈急行株式会社	代表取締役 専務	にいげき かつぞう 新関 勝造		
6	福島交通株式会社 福島支社	支社長	むらかみ しんいちろう 村上 伸一郎		
7	ジェイアールバス東北 株式会社 福島支店	支店長	ちゅうばち よしひこ 中鉢 芳彦		
8	有限会社 カネハチタクシー	代表取締役	せきぐち ふみお 関口 富美男	事業者団体	
9	公益社団法人 福島県バス協会	専務理事	ししど しんいちろう 宍戸 紳一郎		
10	福島県タクシー協会	県北支部長	おおむら まさえ 大村 雅恵		
11	福島地区タクシー協同組合	事務局長	しが ひでき 志賀 英樹	運転者が 組織する団体	
12	私鉄福島交通労働組合 福島支部	支部長	くにしま あきら 国嶋 章		
13	全国自動車交通労働組合 連合会 福島地方本部	執行委員長	おおつき まさよし 大槻 政好		



14	福島市町内会連合会	副会長	さとう まもる 佐藤 守	市民の代表	
15	ふくこぶし福島 (福島市老人クラブ連合会)	会長	すずき やすお 鈴木 泰雄		
16	ふくしま市 女性団体連絡協議会	会長	おざわ かずえ 小澤 和枝		
17	社会福祉法人 福島市社会福祉協議会	会長	こんの きよし 紺野 喜代志		
18	福島市手をつなぐ親の会	理事	あらかき さちこ 荒木 幸子	障がい者 関連団体	
19	福島市視覚障がい者福祉協会	会長	むとう えいじ 武藤 永治		
20	福島市聴覚障害者協会	会長	にしやま ひでゆき 西山 秀幸		
21	公益財団法人 福島県障がい者スポーツ協会	書記	ましこ めぐみ 増子 恵美		
22	NPO 法人 ふくしま バリアフリーツアセンター	センター長	さとう ゆかり 佐藤 由香利		
23	国土交通省東北地方整備局 福島河川国道事務所	副所長	いとう ひでかず 伊藤 英和	道路管理者	
24	福島県県北建設事務所	管理課長	たかはし さとし 高橋 聡		
25	福島警察署	交通第一 課長	しおだ とおる 塩田 徹	都道府県警察	
26	福島北警察署	交通課長	こんの ひろし 今野 弘志		
27	国土交通省 東北運輸局 福島運輸支局	首席運輸 企画専門官	ささき ゆたか 佐々木 由隆	関係行政機関	
28	福島県県北地方振興局	県民環境 部長	もりや たかし 森谷 隆		
29	福島市立ふくしま支援学校	教頭	のむら しげひこ 野村 茂彦		
30	福島市健康福祉部	部長	のだ こういち 野田 幸一		
31	福島市都市政策部	部長	もり まさひこ 森 雅彦		



3. バリアフリー基本構想検討分科会

3-1. 設置規定

(設置)

第1条 福島市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）設置要綱第9条第1項の規定に基づき、バリアフリー基本構想検討分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

2 分科会設置の期間は、バリアフリー基本構想策定の日までとする。

(所掌事務)

第2条 分科会は、協議会設置要綱第1条に定めたバリアフリー基本構想の策定にあたり、必要な検討を行い、その結果を協議会に報告する。

(組織)

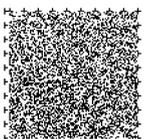
第3条 分科会の委員は次の各号に掲げる者のうちから、協議会長が任命する。

- (1) 旅客の運送を行う鉄道事業者が指名する者
- (2) 障がい者団体等の代表又はその指名する者
- (3) 道路管理者又はその指名する者
- (4) 福島県福島警察署長又はその指名する者
- (5) 福島県福島北警察署長又はその指名する者
- (6) 国土交通省東北運輸局長が指名する者
- (7) 福島県の関係行政機関の職員
- (8) 学識経験者
- (9) 協議会長が必要と認める者

(役員)

第4条 分科会に分科会長、副分科会長を置く。

- 2 分科会長は委員の中から協議会長が指名する。
- 3 分科会長は分科会を代表し、会務を総理する。
- 4 副分科会長は委員の中から分科会長が指名する。



- 5 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 分科会の会議は、分科会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 分科会長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求めることができる。
- 3 会議の運営に関する事項は、協議会設置要綱の規定を準用する。

(その他)

第6条 この規定に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規定は令和4年7月27日から施行する。



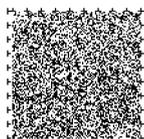
3-2. 委員名簿

(令和4年7月29日現在)

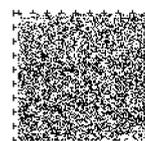
◎：分科会長

○：分科会副会長

	団体・機関名	役職	氏名	選出区分	備考
1	公立大学法人 高崎経済大学 地域政策学部	准教授	ながの ひろかず 長野 博一	学識経験者	◎
2	福島学院大学 福祉学部 福祉心理学科 (福島市いきいき共生推進委員会)	教授 (会長)	えんどう としみ 遠藤 寿海	学識経験者	○
3	東日本旅客鉄道株式会社 仙台支社 福島支店	副課長	すずき まこと 鈴木 真	公共交通 事業者	
4	阿武隈急行株式会社	代表取締役 専務	にいげき かつぞう 新関 勝造		
5	福島交通株式会社 福島支社	支社長	むらかみ しんいちろう 村上 伸一郎		
6	ふくこぶし福島 (福島市老人クラブ連合会)	会長	すずき やすお 鈴木 泰雄	市民の代表	
7	ふくしま市 女性団体連絡協議会	会長	おざわ かずえ 小澤 和枝		
8	社会福祉法人 福島市社会福祉協議会	会長	こんの きよし 紺野 喜代志		
9	福島市手をつなぐ親の会	理事	あらき さちこ 荒木 幸子	障がい者 関連団体	
10	福島市視覚障がい者福祉協会	会長	むとう えいじ 武藤 永治		
11	福島市聴覚障害者協会	会長	にしやま ひでゆき 西山 秀幸		
12	公益財団法人 福島県障がい者スポーツ協会	書記	ましこ めくみ 増子 恵美		



13	NPO 法人 ふくしま バリアフリーツアーセンター	センター長	さとう ゆかり 佐藤 由香利		
14	国土交通省東北地方整備局 福島河川国道事務所	副所長	いとう ひでかず 伊藤 英和	道路管理者	
15	福島県県北建設事務所	管理課長	たかはし さとし 高橋 聡		
16	福島警察署	交通第一 課長	しおだ とおる 塩田 徹	都道府県警察	
17	福島北警察署	交通課長	こんの ひろし 今野 弘志		
18	国土交通省 東北運輸局 福島運輸支局	首席運輸 企画専門官	ささき ゆたか 佐々木 由隆	関係行政機関	
19	福島市立ふくしま支援学校	教頭	のむら しげひこ 野村 茂彦		
20	福島市健康福祉部	部長	のだ こういち 野田 幸一		
21	福島市都市政策部	部長	もり まさひこ 森 雅彦		



4. 福島市バリアフリー基本構想庁内検討委員会

4-1. 設置要綱

(設置)

第1条 福島市バリアフリーマスタープラン（令和3年6月策定）において設定した移動等円滑化促進地区におけるハード、ソフト、心のバリアフリー化を一体的に推進するための実施計画となる福島市バリアフリー基本構想（以下、「基本構想」という。）を策定するにあたり、必要な調査検討及び庁内の意見を調整するため、福島市バリアフリー基本構想庁内検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は基本構想策定のため、次に掲げる事務を行う。

- (1) 調査検討及び庁内の意見調整に関すること。
- (2) その他基本構想の策定に関して必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

- (2) 委員会に委員長を置き、副市長をもって充てる。
- (3) 委員会に副委員長を置き、都市政策部長、健康福祉部長をもって充てる。

(委員長)

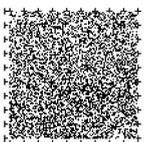
第4条 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長がかけたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- (2) 委員長が必要と認める時は、会議に関係職員の出席を求め、意見等を聞くことができるものとする。



(幹事会)

第6条 委員会に付すべき事案の調整及び検討を行うため幹事会を置く。

- (2) 幹事会は、別表2に掲げる職にある者をもって組織する。
- (3) 幹事会に幹事長を置き、都市政策部次長をもって充てる。
- (4) 幹事会に副幹事長を置き、交通政策課長、共生社会推進課長をもって充てる。
- (5) 幹事会の会議は幹事長が招集し、幹事長が会議の議長となる。
- (6) 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は幹事長が欠けたときはその職務を代理する。
- (7) 幹事会が必要と認める時は、会議に関係職員の出席を求め、意見等を聞くことができるものとする。

(ワーキンググループ)

第7条 基本構想策定にあたり調査研究を行うため、幹事会にワーキンググループを置くことができる。

- (2) ワーキンググループは別表第2に掲げる所属の長の推薦があった者をもって組織する。
- (3) ワーキンググループは幹事長が招集し、幹事長が会議の議長となる。

(庶務)

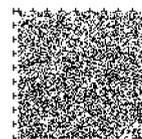
第8条 委員会、幹事会及びワーキンググループの庶務は、都市政策部交通政策課が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年7月21日から施行する。
- 2 この要綱は、基本構想の策定完了をもってその効力を失う。

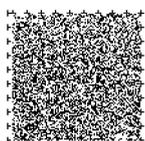


別表第 1 (第 3 条関係)

副市長	(委員長)
財務部長	
商工観光部長	
市民・文化スポーツ部長	
健康福祉部長	(副委員長)
建設部長	
都市政策部長	(副委員長)
教育部長	
飯坂支所長	

別表第 2 (第 6 条関係)

財務部	管財課長	
商工観光部	観光交流推進室次長	
市民・文化スポーツ部	定住交流課長 スポーツ振興課長	
健康福祉部	共生社会推進課長 障がい福祉課長 長寿福祉課長 保健総務課長	(副幹事長)
建設部	路政課長 道路保全課長 道路建設課長	
都市政策部	都市政策部次長 都市計画課長 交通政策課長 公園緑地課長 市街地整備課長 住宅政策課長	(幹事長) (副幹事長)
教育委員会	学校教育課長 生涯学習課長	
飯坂支所	経済建設係長	



5. アンケート調査・ヒアリング

5-1. アンケート調査

5-1-1. アンケート調査実施概要

＊ 調査対象

福島市老人クラブ連合会	ふくしま市女性団体連絡協議会
福島市社会福祉協議会	福島市手をつなぐ親の会
福島市視覚障がい者福祉協会	福島市聴覚障害者協会
福島県障がい者スポーツ協会	ふくしまバリアフリースターセンター
福島市立ふくしま支援学校	福島自閉症児・者親の会

＊ 調査方法

調査票を郵送により配布し、返信用封筒による郵送にて回収

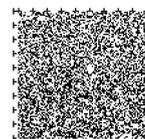
＊ 調査期間

令和4年8月5日（金）～8月19日（金）

＊ 質問項目

◆：選択式

問1	飯坂温泉地でどのような施設を利用したことがありますか。
	その施設利用時にバリアフリーについて問題点はありますか。
◆	問1の施設にはどのような手段で移動しますか。
問2	電車・バス・タクシー・自家用車・徒歩・送迎
問3	問1の施設へはどの経路を主に移動しますか。（別紙、地図添付）
	別紙位置図に記入した経路を移動するときのバリアフリーについてどのように感じていますか。
問4	その他 飯坂温泉地区のバリアフリーに関して気になっていること。



5-1-2. アンケート結果一覧

問1～問3 に関して集計した結果を以下に示します。

事前アンケート結果(飯坂温泉地区)

【公共交通機関】

- エレベーターが狭い
- 多目的トイレがあるが狭い
- 駅を出てから不案内
- 駅前広場に大きな地図や案内板があるといい
- 貸出用車いすがない
- 夜間駅正面エリアが暗い
- 広場では常に音が鳴っていたが、メリハリの音の情報が必要
- ホームに点字ブロックがない
- 公園と道路の段差や飾り石がバリアになっている
- 点字ブロックがない

【公共交通機関】

- エレベーターが設置されているのはよかった

【宿泊施設】

- 入り口が坂
- 駐車場から歩いていくのに大変
- 施設内の案内がわかりづらい
- 敷地内は石畳と芝生なので車いすでの移動に注意を払う
- 入口の坂が急で車いすでは通りづらい
- エレベーターが狭い

【宿泊施設】

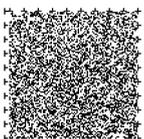
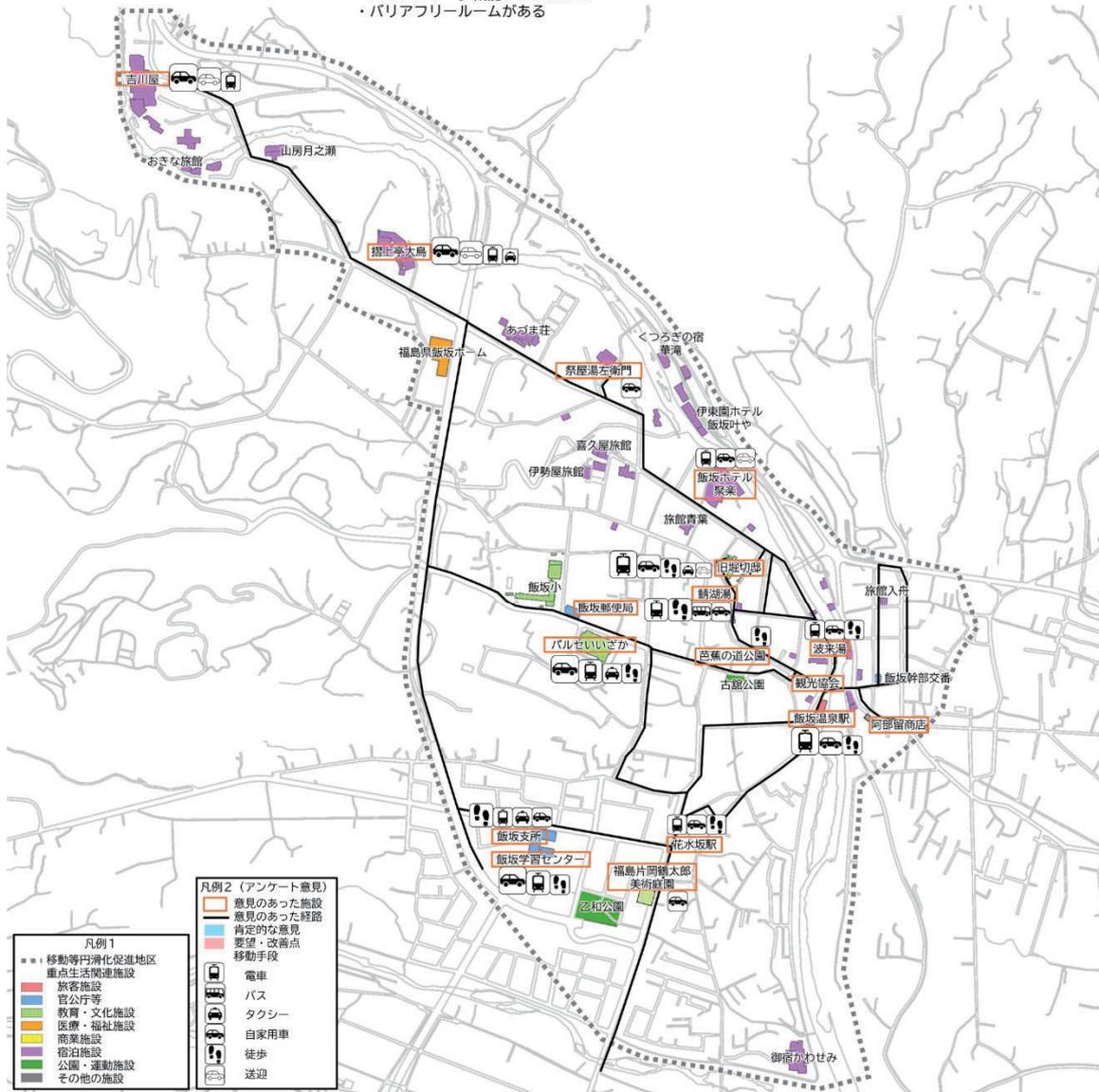
- バリアフリー多機能トイレがある
- バリアフリールームができ、耳の間こえの悪い方へフラッシュライトでお知らせする設備が備わっている
- 貸出用車いすがある
- バリアフリー多機能トイレがある
- バリアフリールームがある

【その他施設】

- 駐車スペースが少ない
- 入口に段差
- 車止めと花壇のため車いすの方は足湯を利用できない
- 十綱橋は歩行環境に問題がある
- 夜間は照明が暗い
- 入り口が斜めなところに泥除けがあり、扉を開けるのに、少し下がるので車道に出るのではと少し不安時がある
- 第2駐車場(車いす用あり)から道路を横断しなければならない
- 階段の段差が見づらい
- 障がい者用駐車場が目前にあるが、使用できない場合の一般駐車場からの路面が心配。(段差等あった)
- 飯坂街道沿いに車いす用駐車場1台分があるが、わかりづらい。

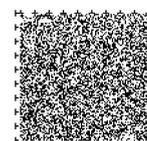
【その他施設】

- バリアフリー多機能トイレがある



◆その他

- ・ 鉄道駅までの利便性は高いが、その先の徒歩移動は坂道が多く、困難となっている。
- ・ 飯坂温泉駅周辺の交通渋滞が慢性化している（特に土日）。
- ・ 十綱橋は貴重な土木遺産だが、歩行環境に問題がある。
- ・ 坂道が多いので、飯坂温泉駅から歩いていくのは大変。目的地への手話通訳付きのQRコードを作成してほしい。
- ・ 駐車場で車いすの方がどこに停めて、温泉巡りができるのか分からない。
- ・ 道路が狭く、車道には中央線もなく車がすれ違うため、歩行者は危険を伴う。
- ・ 公園や足湯などの出入口に段差があり、車いすで入ることが難しい。
- ・ 共同浴場などがバリアフリー化されると、障がい者や高齢者等がまじめぐりも含めて楽しめるのではないかと感じる。
- ・ エリアの旅館などの多目的トイレを利用可能にしてもらえれば、安心して移動ができるのではないかと思う。



5-2. ヒアリング

5-2-1. ヒアリング実施概要

★ 調査対象

飯坂温泉観光協会、いいざか花桃館（サービス付き高齢者向け住宅）

★ 調査日時

令和4年6月29日、8月22日

★ 調査項目

現在の飯坂温泉地の実情やハード・ソフト面の取組について

サービス付き高齢者向け住宅の住民がよく利用する施設及び経路について

5-2-2. ヒアリング結果

◎飯坂温泉観光協会

【飯坂温泉地の実情について】

- ・旅館協同組合加盟の旅館は37軒あるが、推進パートナーは0軒
- ・平成18年度まで市が街なみ環境整備事業を実施していた。駅前の湯沢周辺地区で誰もが安心して歩けるように歩車共存道路整備を行い、石畳風の舗装・照明灯等の整備、広場、公園整備も行った。

【ハード・ソフト面の取組について】

（ハード面）

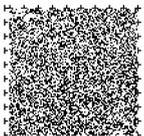
- ・観光案内所の外観のリニューアル、出入口の自動ドア化を予定している。
- ・規模が大きい旅館はいろいろ整備ができるかもしれないが、家族経営等の小規模な旅館は、事業継承などの問題もあるため、バリアフリー化の新たな取組は難しいのではないかと。

（ソフト面）

- ・県の補助金申請の際に、旅館協同組合の事業としておもてなしに関する研修会を計画したが、実施する際は旅館だけでなく観光協会会員にも案内をしたいと思っている。

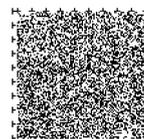
【その他】

- ・以前、観光案内所の場所が分かりづらいというご意見をいただいたことがあった。



◎いいざか花桃館(サービス付き高齢者向け住宅)

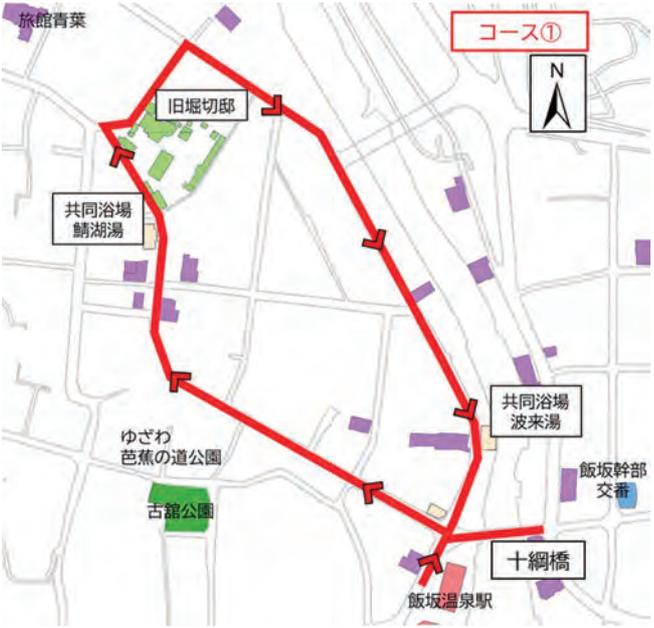
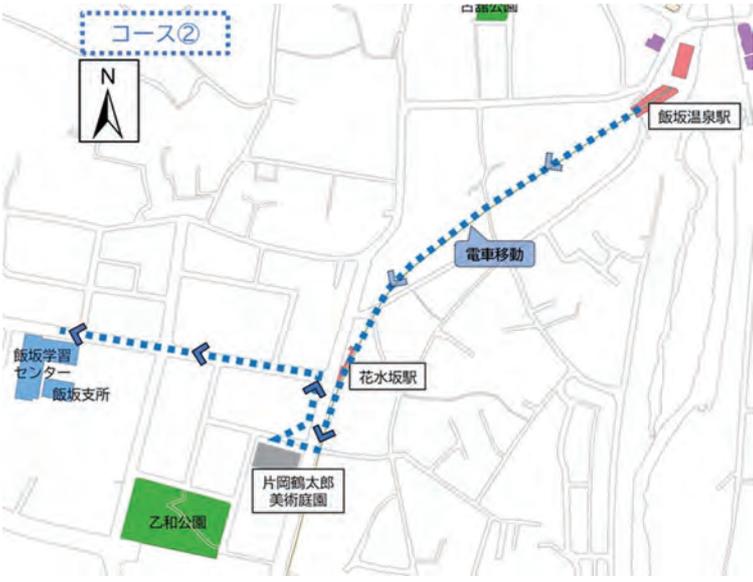
- ・高齢者の住居となっているため、外出に門限はなく自由、外泊も自由にできるようになっている。
- ・移動できる方は、飯坂温泉駅前のコンビニエンスストア、湯野のコンビニエンスストア、飯坂温泉駅から花水坂駅まで電車に乗り、スーパーへ行く方もいる。福島駅まで電車で行って福島駅構内で買い物をする方もいる。
- ・人それぞれ、かかりつけの医院があるので、通院方法は介護タクシーを利用される方、家族の送迎などさまざまである。中には、訪問医療の場合もある。また、施設には看護師がいる。
- ・高齢者の住居となっているため、介護サービスの選択は自由となっており、介護サービスの事業所も自由に選ぶことができる。
- ・介護の認定を受けていない入居者の方で、ご希望があれば、自費サービスの契約をして、掃除や入浴の支援を行っている。
- ・車いすの方や寝たきりの方などは、外出の際は介護タクシーを使い、家族と一緒に移動することが多い。その他の方は公共交通機関や自分で運転などして移動されている。
- ・車いすを利用している人は自主的に外出をしている印象はない。
- ・外出できない人は、週に一度、移動販売車が来るため、そこで買い物をしているため、買い物の不自由はない。
- ・外出先で特に困っている、心無い言葉をかけられた経験は聞いていない。

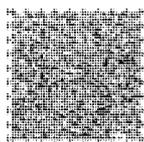


6. まち歩き点検

6-1. 実施概要

【第1回】

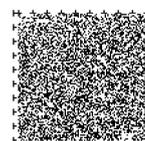
実施日時	2022年10月7日(金) 9:30~12:00
点検コース	コース①、コース②
コース①	<p>【集合】 飯坂温泉駅 ↓ 鯖湖湯 ↓ 旧堀切邸 ↓ 波来湯 ↓ (十綱橋(数名のみ)) ↓ 【意見交換会会場】 飯坂学習センター</p> 
コース②	<p>【集合】 飯坂温泉駅 ↓ 花水坂駅 ↓ 片岡鶴太郎 美術庭園 ↓ 【意見交換会会場】 飯坂学習センター</p> 



6-2. 意見交換会

意見交換会では、まず同コースのグループで振り返りとして意見を出し合い、最後に、会全体でそれぞれのコースの意見共有を行いました。

次頁より意見交換会での意見、該当する写真をコース別に掲載します。



■まち歩き点検

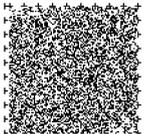
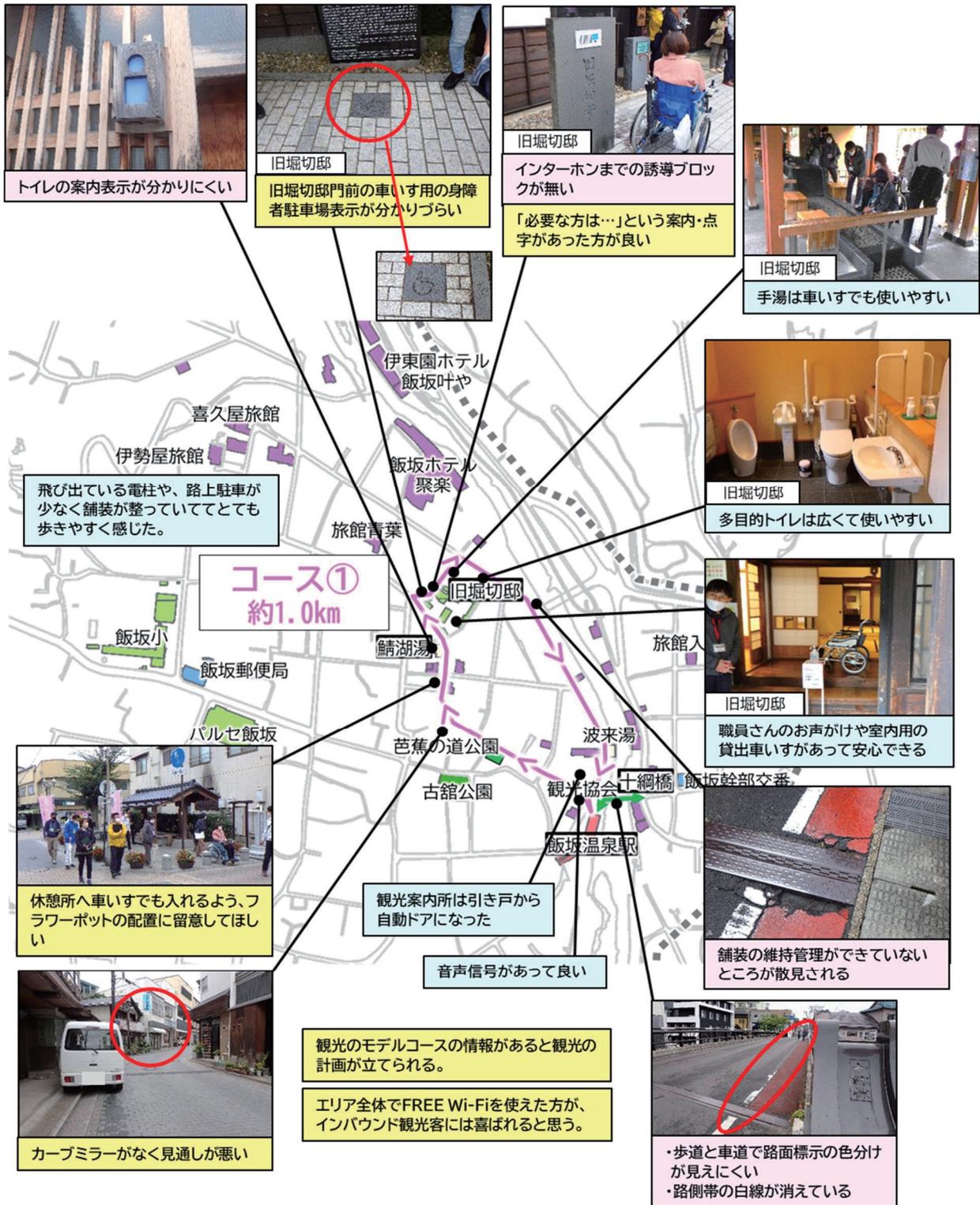
【飯坂温泉地区 コース①】

問題
ポイント

良好
ポイント

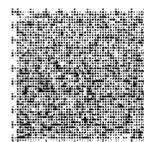
改善点

2022年10月7日(金) 9:30~11:00



意見交換会の結果

11:00~12:00



■まち歩き点検
【飯坂温泉地区 コース②】

問題 ポイント	良好 ポイント	改善点
------------	------------	-----

2022年10月7日(金) 9:30~11:00



駅から観光案内所への案内の強化



券売機に点字表示が必要



駅構内の多言語案内が必要



身障者用駐車場の位置は良い
身障者用駐車場の表示が小さい



誘導用ブロックと障がい物の距離が近く危険



ホームに誘導用ブロックがなく、線路側に傾斜している



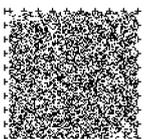
誘導用ブロックの連続性が必要



身障者用駐車場が分かりづらい

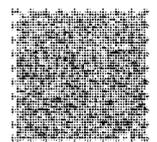


・乗降時のスロープの対応が早くて丁寧
・車内アナウンスがきれいで聞き取りやすい



■意見交換会の結果

11:00~12:00



7. おもてなし勉強会および意見交換会

* 参加団体

- ・ 旅館小松や
- ・ 祭屋湯左衛門
- ・ 吉川屋
- ・ 飯坂ホテルジュラク
- ・ 松島屋旅館
- ・ 飯坂温泉観光協会

(学識経験者等)

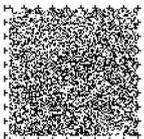
- ・ バリアフリー基本構想検討分科会長 長野博一准教授
「バリアフリーの視点から見た宿泊施設でのおもてなしについて」
- ・ ふくしまバリアフリーツアーセンター 佐藤由香利センター長
「障がい者目線から伝えたい 心のバリアフリーの“おもてなし”」

* 実施日

令和4年11月25日(金) 10:30~12:00

* 実施プログラム

- ・ バリアフリー基本構想の策定について
- ・ バリアフリーに関するアンケート調査結果について
- ・ 学識経験者等による、事例紹介等
 - * バリアフリーの視点からみた、宿泊施設でのおもてなしについて
 - * 障がい者目線から伝えたい 心のバリアフリーの“おもてなし”
- ・ 意見交換会(質疑)



＊ アンケート結果

飯坂温泉地区の宿泊施設の現状を把握するにあたり、飯坂温泉地区のバリアフリーに対するアンケート調査を事前に行いました。結果をおもてなし勉強会および意見交換会の場にて示しました。

飯坂地区 宿泊施設アンケートによる現状把握

実施目的

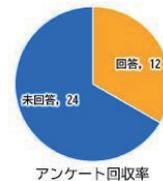
飯坂温泉移動等円滑化促進地区内の宿泊施設のバリアフリー対応状況や課題を把握し、施設の利用振興、温泉地の活性化のためバリアフリー関連施策の立案に活用する。

アンケート対象

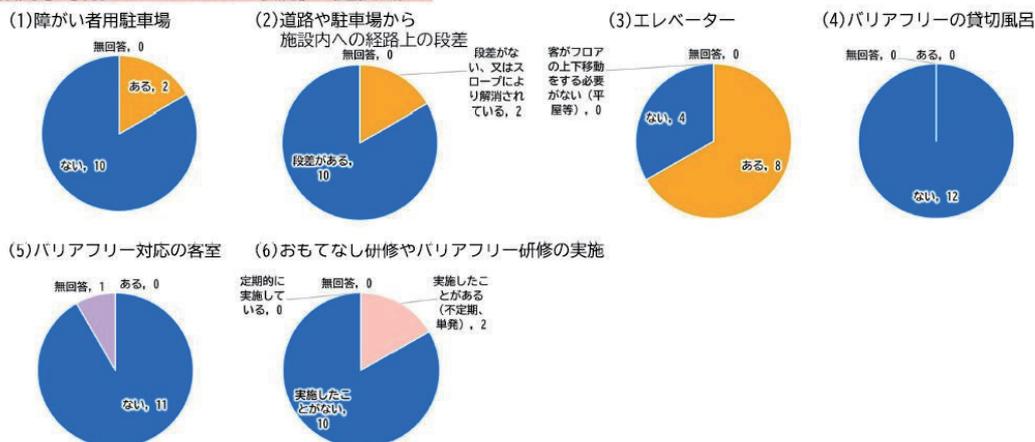
移動等円滑化促進地区（飯坂温泉地区）内の飯坂温泉旅館協同組合加盟旅館36施設

アンケート結果

アンケート回収率 33% (=12/36)



設問①【現在のバリアフリー状況】（選択式）



設問②【バリアフリーに関して、現在取り組んでいること】（自由回答）

➤ 青字：回答
※()内の数字は同様の回答があった施設の数

<p>○駐車場・送迎 ➤ 特になし</p>
<p>○フロント・ロビー（出入口を含む） ➤ フロントの前の段差にはスロープをつけてある(1) ➤ フロントに館内図がある(1)</p>
<p>○建物内 通路・階段・エレベーター ➤ 一部階段箇所にスロープは設置している(1) ➤ 階段や浴槽には手すりを設置している(1) ➤ エレベーターを設置している(1)</p>
<p>○トイレ・浴室 等 ➤ 一部のトイレには手すりがある(1) ➤ 障がい者用トイレがある(1) ➤ 手すりがついている浴場がある(2) ➤ 浴室に手すりはあるが段差がある(1) ➤ 大浴場に介護椅子がある(1)</p>
<p>○食事処・メニューに関して ➤ 和食会場でも椅子テーブル可能(2) ➤ 椅子・テーブルでの食事(4) ➤ 車イスのままテーブルに行ける食事処がある(1) ➤ アレルギーの食事対応をしている(3)</p>
<p>○介助などに関して ➤ 特になし</p>
<p>○外国人・身体障がい者等ハコミュニケーション対応 ➤ 耳の不自由な方には筆談対応(2) ➤ 翻訳アプリや指差しパネルの活用(1)</p>
<p>○バリアフリーに関する情報発信について ➤ 特になし</p>
<p>○心のバリアフリー・その他 ➤ 車いすの貸出(4) ➤ 声掛け(2)</p>

設問③【設問②を実施・対応するに至った経緯】自由回答)

- 高齢者の利用が多いため(2)
- 車椅子使用でのお客様も居る為(2)
- 問い合わせも増えてきたため(1)

設問④【高齢者や障がい者、外国人の方などに施設を積極的に利用してもらうにあたって、現状で課題だと感じること】（自由回答）

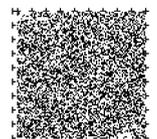
- サポートや一部車椅子対応できない部分有り(1)
- 周りのお客様の理解、施設の改修(1)
- エレベーターや段差のない客室などの設置(1)
- 館内の段差（客室・浴室等）を改善するためには費用がかかる(1)
- 外国語表示への対応(1)

設問⑤-1【バリアフリーに関して対応を予定しているものや、今後、取り組みたいと考えているもの】（自由回答）

- 手すりの設置(1)
- 段差の解消もしくは手すりの設置(1)
- 浴室などへのスロープの設置(1)
- バリアフリーの風呂(1)
- 研修や施設設備の整備(1)
- 小規模な旅館です。出来る範囲で対応します。(1)

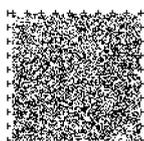
設問⑤-2【設問⑤-1の取組みを実施するにあたっての課題】（自由回答）

- 費用がかかる(4)



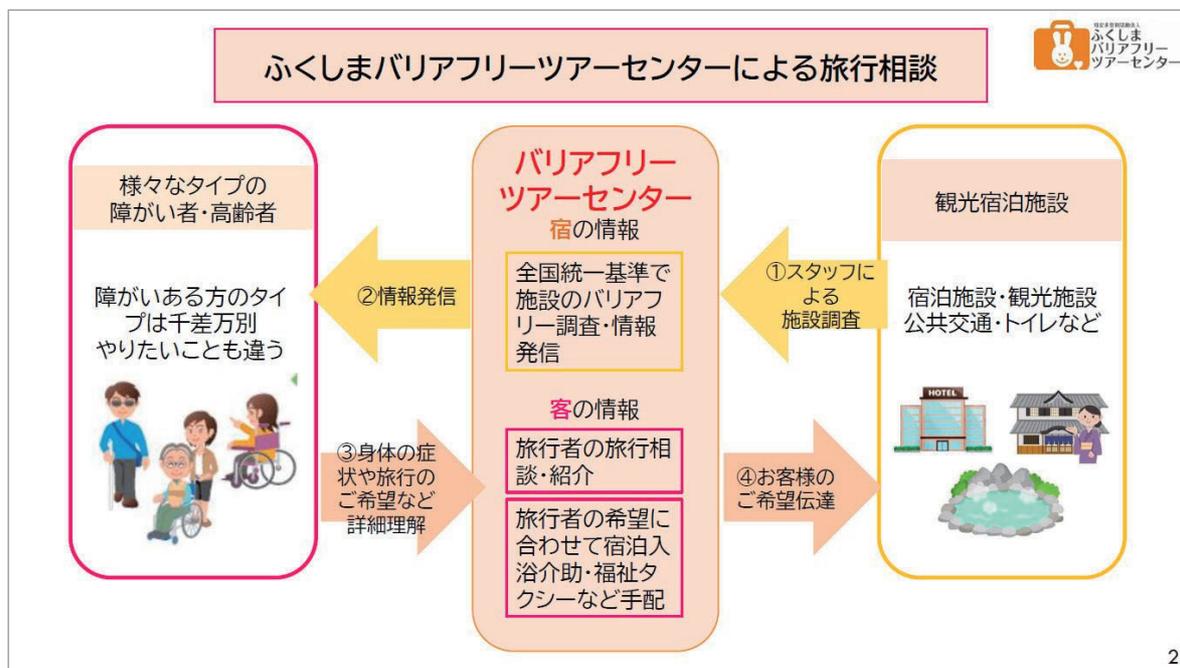
＊ 意見交換会

- ・ 介護者を付けた入浴をご希望されたが、異性介護で、大浴場しかないためチェックイン時間前に来ていただくという対応を行ったことがある。貸切風呂が整備することができればいいが、場所等の制約で難しい。
- ・ 予約時、「車いすを利用したい」という要望について、館内の移動だけだと思っており、食事会場での対応が追い付かなかった経験がある。
- ・ できる限りのサービスをしたいと考えているが、どこまでお声掛けしていいのか、過剰なサービスも良くないと、悩んだ経験がある。
- ・ 予約時に障がいをお持ちであることを聞いていても、満館など様々な理由により、うまく対応しきれないという悩みがある。
- ・ 食事風景を見て、使いやすいものを利用して下さいと複数種類のスプーンを用意してくれた施設があった。障がいをお持ちの方も宿泊施設等事前に伝えることでサポートしてもらえることが多いので、隠すのではなく、相談することも重要だと感じる。
- ・ 宿泊施設としても、“障がい理解”を深めていく必要があると感じる。
- ・ 「バリアフリー（バリア）の状況を示す」ということも情報発信として大事な内容である。
- ・ 外国人観光客から、飯坂温泉駅には電車利用者用にトイレがあるが、観光施設までの経路にトイレがないと言われたことがあるので、可能ならバリアフリーの整備と一緒に進めてほしい。



バリアフリーツアーセンターより、障がいをお持ちの方が旅行に対してどのような不安を抱えているのか、実際の問い合わせ対応実例などを交えて話していただきました。

「障がい者目線から伝えたい 心のバリアフリーの“おもてなし”」
資料一部抜粋



バリアフリーの情報発信

福島市観光WEBメディア『福島市観光ノート』
バリアフリー情報を発信中！



福島市観光ノート
<https://www.f-kankou.jp/barrier-free>

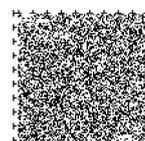


『福島市バリアフリーマップ』

- ・バリアフリー設備を簡単検索
- ・ピクトグラムと写真で表示
- ・英語表示



福島市バリアフリーマップ
<https://www.fukushima-bftc.jp/>



◆問い合わせ対応例(バリアフリースターセンター)



Q1.「車いすで泊まれる旅館はありますか？」

- ①車いす対応トイレがあるバリアフリールーム？
- ②入口段差ないベッドルーム(洋室)？
- ③和室に簡易ベッド？

「車いす」=「歩けない」と決め付けず、
一人ひとりに合った対応をしましょう！

お客様の障がいの程度、誰と来るか、でも違い、どのような状況だと泊まりやすいか…など、コミュニケーションをとりながらご案内。

●泊まるということは…

お食事や温泉などワクワク楽しみ♪な反面、『食べる・着替える・お風呂に入る・寝る』など普段と違う空間で行う動作が増える。

なるべく自分のことは自分でやりたい、また一緒に行く方の負担になりたくないとの想いから**施設の状況を事前に知りたい。**

その不安を取り除き、安心して旅行をお楽しみいただけるようご案内。

5

障がいのある方・ご高齢の方



- ・特別扱いされたいわけではない
- ・自分らしく楽しみたい
- ・みんなと一緒に同じように

●不安を取り除くために、
事前にバリアフリー状況を知りたい！

しかし

まだまだバリアフリー(バリア)情報が発信されていない！

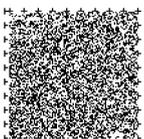
●皆様の旅館のバリアフリー情報を、利用者をご自身で判断できるように情報発信していただきたい。選ばれるために。

写真や動画で発信することで
当事者自身が行けるかどうか判断可能になる

6

様々なタイプの
障がい者・高齢者

障がいある方のタイプは千差万別
やりたいことも違う



バリアフリー対応には
障がいの特徴や高齢者について知ることが大事



観光事業者向けに
おもてなしを記載



小学生向けにマンガで紹介



★障がい当事者として観光案内してきた経験や心のバリアフリーのおもてなしについて出前講座実施中。観光庁「観光施設における心のバリアフリー認定制度」の認定に向けた研修にも対応。

障がいの有無に関係なく、

相手の心に寄り添い、さりげない心遣いで

“心のバリアフリー対応”を♪

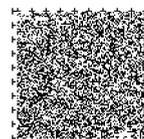
『また福島に来よう♪』と
笑顔でお帰りいただくために…♥



ご静聴、ありがとうございました。

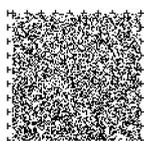
障がいのある方の対応など、お困りの際は
お気軽にお問合せください。

(一社)福島市観光コンベンション協会
ふくしまバリアフリーツアーセンター

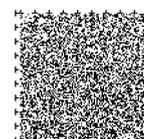


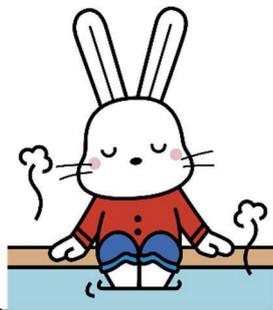
8.用語集

索引	用語	解説
ア行	移動等円滑化	高齢者、障がい者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること
	移動等円滑化促進地区	生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区、生活関連施設及び生活関連経路について、バリアフリー化の促進が特に必要な地区、バリアフリー化を促進することが総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区のこと
カ行	教育啓発特定事業	心のバリアフリーを推進するため、市町村又は施設設置管理者等が行う事業で、市町村が作成するバリアフリー基本構想に位置付けて実施するもの
	建築物特定事業	出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場その他の建築物又はその敷地に設けられる施設で政令により定めるもの
	建築物特定施設	不特定多数の者又は主として高齢者、障がい者等が利用する施設のこと
	公共交通特定事業	鉄道駅等や車両において実施する、バリアフリー化のために必要な設備の整備に関する事業のこと
	交通安全特定事業	すべての人が安全かつ円滑に移動できるよう、交通安全施設の整備を推進する事業のこと
	心のバリアフリー	様々な心身の特性や考えを持つすべての人々が相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことを意味している
サ行	重点整備地区	バリアフリー法に基づく基本構想に定める重点的かつ一体的にバリアフリー化を行う必要がある地区
	生活関連経路	生活関連施設間を連絡する移動経路のこと
	生活関連施設	高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設等のこと



サ行	スパイラル アップ	計画(Plan)-実施(Do)-評価(Check)-改善(Action)のPDCA サイクルに基づき、新たな施策や措置を講じることによって段階的・継続的な発展を図っていく考え方のこと
タ行	道路特定事業	道路におけるバリアフリー化のための施設や歩道、通行経路の案内標識等の設置や、歩道の拡幅、路面構造の改善等に伴う道路構造の改良のこと
	都市公園 特定事業	都市公園の移動等円滑化のために、必要な特定公園施設の整備に関する事業
ハ行	バリアフリー 推進 パートナー	バリアフリーの推進に関する市の取組の趣旨・目的に賛同し、連携・協力いただける民間事務所や団体のこと
	バリアフリー 推進 パッケージ	官民一体でソフト・ハード両面のバリアフリーを実践することで「誰にでもやさしいまち ふくしま」の実現を目指し、次世代へ繋いでいくことを目標として市が取り組む事業のこと
	ピクトグラム	言語に制約されずに、視覚的に何らかの情報や注意を伝達するための絵文字のこと
ヤ行	ユニバーサル デザイン	年齢や性別、身体能力、言語などの違いに関わらず、はじめから、すべての人が使いやすいように、建物や製品、サービスなどを計画、設計しようとする考え方のこと
ラ行	路外駐車場	時間貸し駐車場だけでなく、商業施設や病院などの駐車場も対象として、不特定多数の人が利用できる駐車場のこと
	路外駐車場 特定事業	特定路外駐車場において実施する、車いすを使用している者が円滑に利用することができる駐車施設、その他の移動等円滑化のために必要な施設の整備に関する事業





福島市バリアフリー基本構想
～飯坂温泉地区～

令和5年3月

編集・発行 福島市 都市政策部交通政策課
健康福祉部共生社会推進課
〒960-8601 福島市五老内町3番1号
電話番号 024-535-1111 (代表)

